特定非営利活動法人 岐阜後見センター　評価機関評価手順に関する規程

（契約の締結）
第１条　特定非営利活動法人 岐阜後見センター評価機関（以下「本センター」という。）は、福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）と第三者評価実施に関する契約を締結する。

（事前説明）
第２条　本センターは、事前に事業所を訪問し、評価方法の説明を行う。この場合、事業所の希望によっては、利用者及び保護者への説明会も実施するものとする。

（事前調査（自己評価））
第３条　本センターは、事前に事業所のプロフィール、各種マニュアル類、事業計画書等基礎的書類を提出していただき、その内容について事前点検を行う。また、事前に岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会（以下「推進審議会」という。）が定める評価基準に基づき経営層、職員それぞれに自己評価を実施していただき、それについても十分な検討（分析）を行うものとする。

（利用者調査）
第４条　本センターは、推進審議会が定める利用者調査表に基づき、利用者本人や保護者への利用者調査を行うものとする。事業所ごとの調査方法等については、別に（又は下記に）定めるものとする。

（訪問調査）
第５条　本センターは、１件の評価事業について、評価調査者２名以上（岐阜県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。））第２条に規定する評価調査者）による訪問調査を実施するものとする。また、訪問調査の手順は別に（又は下記に）定めるものとする。

（個人情報の取り扱い）
第６条　本センターは、事前調査、利用者調査にかかる調査表については、各個人の回答結果を評価機関以外の者が見ることができないような回収方法を用いることとする。

（評価結果表（報告書）の作成）
第７条　本センターは、評価結果表（報告書）を作成し、事業所に提出するものとする。評価結果については、事業所と調整、確認を行うものとする。推進審議会へは、事業所との調整、確認を行ったのち、認証要綱第３条の規定に基づき報告するものとする。
２　評価結果表（報告書）は、推進審議会が定める様式を用いるものとする。

（福祉サービス事業所との合意）
第８条　この規程に定めるもののほか、評価手順に係る内容について事業所との合意により、定めることができるものとする。

附　　則
この規程は、平成　１７　年　４　月　１　日から施行する。

附　　則
この規程は、平成　２５　年　４　月　１　日から施行する。

福祉サービス第三者評価事業　所要タイムスケジュール

岐阜後見センター(第三者評価事業部)

・事前の概要説明・見積り等についての合意がなされた後の、事業全体の所要期間の概要です。

・実際の訪問調査日等については、事前説明時に調整させていただきます。

○事前説明：事業説明・自己評価表等記入・送付依頼・最終日程調整・契約内容の確認

（管理層＜施設等＞と幹部職員）

○事前調査

事業所による自己評価：経営層・職員記入（事業プロフィール等、自己評価表、事前資料）

１～２ヶ月

（記入期間を、３ヶ月位とることも可能です。）

○事業者から自己評価表、事業ﾌﾟﾛﾌｨｰﾙ記入済み分、事前資料等を評価機関に発送

３～４週間（評価機関：自己評価表、事業ﾌﾟﾛﾌｨｰﾙ、事前資料等の読み込み・分析）

○訪問調査（管理層・職員） 及び 利用者調査（ヒアリング方式又はアンケート方式）

２～4ヶ月（評価機関：評価結果表作成）

○フィードバック＜結果報告＞訪問（管理層・職員）

（評価機関：契約期間内に各県第三者評価推進組織へ結果報告表提出）
（県ホームページ、WAMNET に公表）